

令和8年度 仁淀川町集落支援員業務委託事業 公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月31日

(目的)

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、仁淀川町集落支援員業務委託事業を実施する業者の選定について、必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 プロポーザルによる業者の選定を厳正、かつ、公正に行うため、仁淀川町集落支援員業務委託事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員で組織し、委員長は仁淀川町副町長とする。委員は町長が指名したものとする。

(プロポーザル参加業者の選定)

第3条 プロポーザル参加業者は、告示と町ホームページで公募し、「仁淀川町集落支援員業務委託事業公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす者より選考し、町長の決裁を経て決定する。

(業者の選定)

第4条 審査委員会は、プロポーザル参加業者からの企画提案書、見積書を審査・評価する。また、業者を選定し、町長に報告する。

2 前項により選定された業者は、町長の決裁を経て決定する。

3 町長は、選定結果をプロポーザル参加業者に通知するとともに、決定業者と「仁淀川町集落支援員業務委託事業」の請負契約を結ぶことができる。

4 前項の選定業者と7日以内に協議が調わない場合は、次点の業者を決定業者とし「仁淀川町集落支援員業務委託事業」の請負契約を結ぶことができる。

(審査基準)

第5条 審査基準は、次の各号に掲げる項目とし、様式は別に定める。

審査項目	審査基準
1 企画提案	・目的にふさわしく、具体的な企画内容か ・業務を遂行できる能力・技術力かどうか ・仕様書で想定している以上の独自性や事業効果が高まること が期待できる提案が含まれているか
2 業務実績	・実績についてはどうか
3 見積金額	・企画提案内容に見合った適切な見積もりとなっているか

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。